

運用・証券・投資銀行業務ガイドライン

2023年2月改定

1. 課題認識

運用・証券・投資銀行業界は、金融商品市場の担い手として、資本市場の健全な発展に向けた社会的役割が期待されている。その一環として、企業価値に影響を及ぼしうる環境・社会・企業統治に関する課題（以下 ESG 課題）を適切に考慮することが資本市場の健全な育成・発展等につながるとともに持続可能な社会の形成に寄与するものと考える。

2. 取組事例の主な切り口

上記の課題認識に基づき、7つの原則に即した取組を進める上で推奨される切り口として、以下のようないわゆるものが考えられる。

(1)金融機能全般への期待の認識とこれに基づく業態別の対応の検討・実践【原則1】

署名機関は、持続可能な社会の実現に向けて金融機能に期待される役割の全体像を理解し、その基盤の上に各業態に則した取組を構築し、主体的に実践することが期待される。自らが担うべきポジティブインパクトの創出やネガティブインパクトの緩和の何たるかは、この理解と実践を通じて追求される課題である。

(2)本業の商品・サービスを通じた持続可能性の追求【原則2】【原則3】

<運用業務>

銀行・保険・資産運用会社等は、長期的視点に立ち、受益者の利益を追求することを目的としている。例えば、投資判断を行う際、ESG 課題を投資判断要素として考慮し、投資対象企業に対して積極的に働きかけを行うことを通じて、投資対象企業の ESG 課題への意識を高め、取組を進展させることができる。また、銀行・保険・資産運用会社等は、投資対象となりうる全ての企業に対して、必要に応じて適切な ESG に関する情報の開示を求める。これらを達成するために、銀行・保険・資産運用会社等は関連するステークホルダーとともに、ESG に関する情報の分析・活用手法の高度化、レベルアップを図る。

また、資産運用会社等は、最終投資家保護の観点から、投資家に対し運用商品提供を行うにあたって適切な情報を提供し、適切な判断が行われるよう促す責任を有している。この観点から、法令・諸規則等に従いつつ、持続可能な社会の形成に寄与していくため、金融商品・有価証券等の投資判断に必要と考えられる ESG に関する情報を、投資家等へ伝える。

<証券／投資銀行業務>

証券会社は、証券業務において、投資家保護の観点から、投資家に対し金融商品販売を行うにあたって適切な情報を提供し、適切な判断が行われるよう促す責任を有している。この観点から、法令・諸規則等に従いつつ、持続可能な社会の形成に寄与していくため、金融商品・有価証券等の投資判断に必要と考えられる ESG に関する情報を、投資家等へ伝える。例えば、情報提供に際しては、多様化している投資家のニーズや金融リテラシーの水準を踏まえたうえで、ESG に関する情報を提供もしくは説明することが期待される。

投資銀行は、引受け・証券化商品の組成等の投資銀行業務において、適切な金融商品を資本市場に提供するゲートキーパーとしての役割が期待されている。またM&Aアドバイザリー業務等いわゆるエージェントビジネス（代理人業務）では、顧客企業の依頼に基づいて業務運営を行う必要がある。こうした業務を行ううえでは、法令・諸規則等に従いつつ、持続可能な社会の形成に寄与していくため、対象となる取引における必要性や重要性等に応じてESGに関する情報を収集、分析し、業務へ反映していく。

(3)全ての基盤となる人的資本の充実【原則4】

<運用業務>

銀行・保険・資産運用会社等は、投資先企業の持続的成長に資するよう、投資先企業やその事業環境等に関する深い理解のほか運用戦略に応じたサステナビリティの考慮に基づき、当該企業との対話やスチュワードシップ活動に伴う判断を適切に行うための実力を備えるべく研鑽を積む

<証券／投資銀行業務>

証券会社は、証券業務において、投資判断に資するESGに関する情報を投資家へ適切に提供するための実力や情報提供業務を行うにあたって必要となるESGに関する知見等を備えるべく研鑽を積む。

(4)取引先企業の事業に関する深い理解とこれに基づく高質な対話【原則5】【原則6】

銀行・保険・資産運用会社等は、投資先企業の持続的成長に向けてスチュワードシップ責任を適切に果たすため、当該企業の状況を的確に把握する。また、投資先企業との建設的な「目的を持った対話」を通じて、投資先企業と認識の共有を図るとともに、問題の改善に努めることが必要である。さらに、議決権の行使と行使結果の公表について明確な方針を持つとともに、議決権の行使が単なる形式的な判断に陥ることなく、投資先企業の持続的成長に資することを考慮して適切に判断を行う。

(5)情報発信【原則7】

<運用業務>

銀行・保険・資産運用会社等は、スチュワードシップ責任を果たすための明確な方針を策定し、これを公表することならびにスチュワードシップ責任を果たす上で管理すべき利益相反について、明確な方針を策定し、これを公表する。

また、銀行・保険・資産運用会社等は、議決権行使を含むエンゲージメント活動やスチュワードシップ責任をどのように果たしているのかについて、原則として、顧客・受益者に対して定期的に報告を行う。

<証券／投資銀行業務>

証券会社は、持続可能な社会の形成に貢献する製品・サービスを提供する事業会社に関する的確なリサーチ情報を適切なタイミングで発信する。また、発行体と投資家が行うエンゲージメント活動の内容について情報発信を行うことで、インベストメントチェーンが潤滑に回ることを支える。

3. 参照できる基準

別表にまとめ、事務局が隨時更新することとする（年1回程度）。

以上